



シェアリングエコノミー認証取得事業者を対象に「シェアビジネス総合補償プラン」の割引を開始

2017年7月25日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉恭三）は、一般社団法人シェアリングエコノミー協会（代表理事：上田祐司、重松大輔、以下「シェアリングエコノミー協会」）が実施する「シェアリングエコノミー認証制度」によって認証を受けたシェア事業者を対象に、2016年12月から販売している専用保険商品「シェアビジネス総合補償プラン」の保険料を最大60%割り引く対応を開始します。

1. 背景

シェアリングエコノミーとは、スキル・空間・乗り物・モノ・お金など、個人が所有する資産をインターネット上のプラットフォームを介して、個人間で売買や賃貸、交換することでシェアしていく新しい経済の仕組みであり、今後市場の急成長が見込まれています。一方、取引されるサービスは個人間で行われる場合が多いため、事故やトラブル時の不安解消のために、安全性・信頼性の確保が喫緊の課題となっています。そこで、シェアリングエコノミー協会は、利用者の安全性や信頼性を確保するための対策を講じているサービスを認証する制度（シェアリングエコノミー認証制度）を6月より導入しました。今般、当社は認証を受けたシェア事業者を対象に、保険料を割り引く対応を実施することとしました。

2. シェアリングエコノミー認証制度とは

シェアリングエコノミー協会に設置された認証委員会が、利用者の安全性および信頼性を確保するためのサービスの設計、ならびにこれらを維持するための措置を講ずる体制を整備しているシェア事業者のサービスを認定し、その旨を示す認証マークの使用権を付与し、事業活動（マッチングプラットフォームサービス）に際して認証マークの使用を認める制度です。

3. シェアビジネス総合補償プランの特長

シェア事業者を保険契約者とし、シェア事業者・サービス提供者・サービス利用者の三者が、「対人・対物事故」および「人格権侵害」（名誉毀損やプライバシー侵害）に加え、「経済的損失」について負担する賠償責任を総合的に補償します。

- (1) 認証を受けたシェア事業者は、保険料最大60%割引
 認証を受けたシェア事業者に対し、シェア事業の業務内容に応じて最大60%の割引を適用します。
- (2) 対人・対物事故、人格権侵害に加え、経済的損失を補償
 「対人・対物事故」を補償する従来の賠償責任保険^(※1)では補償の対象とならない、身体の障害および財物の損壊を伴わない第三者の「経済的損失」をE&O保険^(※2)で補償する点が最大の特長となります。

＜E&O保険で対象となる事故の具体例＞

スキルのシェア (クラウドソーシング等)	「データ入力」を受注したが、受注者（サービス提供者）が交通事故で入院したことにより納期を守れなかったため、発注者（サービス利用者）に逸失利益が生じた。 発注者から受注者に対して損害賠償請求 ^(※3) がなされた。
空間のシェア (会議室・住居・駐車場等)	「会議室」をシェアしたが、貸出前に所有者（サービス提供者）が過失により会議室の一部を損壊してしまった。結果として会議室が使用できず、使用者（サービス利用者）は別の会議室の賃借費用を負担することとなった。使用者から所有者に対して損害賠償請求がなされた。

※1 施設所有（管理）者賠償責任保険や生産物賠償責任保険等

※2 E&O保険（Errors&Omissions Liability Insurance）とは、業務遂行に起因して、利用者等に経済的な損失が発生した場合、事業者が損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

※3 シェア事業者が業務を請け負い、受注者（サービス提供者）へその業務を委託した場合は、シェア事業者に賠償責任が発生するケースがあります。

4. 今後の展開

当社は、「シェアビジネス総合補償プラン」の販売を通して、今後もシェアリングエコノミーの健全な発展を支援していきます。

以上